

令和5年9月定例会 防災・感染症対策特別委員会（事前）

令和5年9月13日（水）

〔委員会の概要〕

北島委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、当委員会の付議事件に関する提出予定案件について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料、説明資料（その2））

【報告事項】

○「徳島県国土強靱化地域計画」の進捗状況について（資料1-1、資料1-2）

○「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について

（資料2-1、資料2-2）

○「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（徳島県感染症予防計画）の改定について（資料3）

平井危機管理環境部長

9月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明を申し上げます。

9月補正予算の先議分として、防災・感染症対策特別委員会説明資料及び通常分として、防災・感染症対策特別委員会説明資料（その2）を御用意しております。

私からは、全体総額及び危機管理環境部関係について、御説明を申し上げ、引き続き、各所管部局から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、先議分につきまして、防災・感染症対策特別委員会説明資料により、御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。令和5年度9月補正予算先議分の一般会計の総括でございます。補正予算額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、1億5,100万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、598億6,768万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。先議分については、以上でございます。

続きまして、通常分につきまして、防災・感染症対策特別委員会説明資料（その2）により、御説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算の総括でございます。

9月補正予算案の総額は、左から3列目、補正額欄最下段に記載のとおり、43億1,523万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、641億8,291万円となっております。

このうち、危機管理環境部の予算額は、同表一番上の補正額欄に記載のとおり、1億1,040万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、28億27万6,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に5ページを御覧ください。部局別主要事項説明についてでございます。

とくしまゼロ作戦課の防災総務費の摘要欄①のア、災害情報発信強化事業では、県民目線に立った防災情報をSNSでより一層的確に発信することにより、県民の皆様に、災害時の適切な避難行動につなげていただくため、システムを改修する経費として540万円の補正をお願いしております。

その下、イ、南海トラフ巨大地震被害想定算定事業では、国の被害想定における算定手法の見直し等を迅速かつ的確に反映し、本県独自のより精緻な津波浸水想定及び被害想定算定を行う経費として、1億500万円の補正をお願いしております。

13ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。

今回、御承認をお願いする事業について、翌年度繰越予定額を記載しております。

とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費については、先ほど御説明させていただきました南海トラフ巨大地震被害想定算定事業につきまして、国の被害想定における算定手法の見直し等を反映した、より精緻な地形データの収集・分析に国の作業進捗も踏まえる必要がございます。今後の事業実施にあたりましては、早期の完了に努めてまいります。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際2点、御報告申し上げます。

資料1-1を御覧ください。徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の進捗状況についてでございます。徳島県国土強^{じん}靱化地域計画は、大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強^{じん}靱化を推進するための計画であります。

平成27年3月に計画を策定し、これまでに、事前復興、SDGs及び新型コロナウイルス感染症の対策などの時機を捉えた新たな視点を反映させ、見直しを加えてきました。

令和4年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を、達成、順調、要努力の3段階で評価しており、全取組数181件のうち、達成が51件、順調が123件、要努力が7件となっております。

その下に、令和4年度で要努力となっているもの、新たに達成となったものを抜粋させていただきます。

次に、資料1-2を御覧ください。徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の改定（案）についてでございます。

まず、1ページに、I、取組の追加といたしまして、耐震性が不十分な木造住宅に対する戸別訪問などのフォローアップ、国の動きに即応し着手した、南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなどの取組を追加しております。

次に2ページから3ページにかけては、II、重要業績指標の見直しでございます。

2ページ上段の防災士登録者数や老朽化対策に着手した橋りょうやトンネルなどの施設数など、目標の上方修正を行った取組の主なものを記載しております。

続きまして、資料2-1を御覧ください。とくしま-0作戦地震対策行動計画の進捗状況についてでございます。

とくしま-0作戦地震対策行動計画は、徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の部門計画として位置付けられているものでございます。

令和4年度末の進捗状況につきましては、全取組数449件のうち、達成が72件、順調が366件、要努力が11件となっております。

その下に、令和4年度に要努力となっているもの、新たに達成となったものを抜粋させていただきます。

要努力となっております取組につきましては、徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の進捗状況とも共通する部分もございますが、引き続き、取組の充実を図り、目標達成につなげてまいります。

次に、資料2-2を御覧ください。とくしま-0作戦地震対策行動計画の改定（案）についてでございます。

まず、I、取組の追加といたしまして、1ページ目は、南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなど追加した項目をお示ししております。

次に、2ページから4ページにかけては、II、重要業績指標の見直しでございます。

高校生防災士の資格取得数など目標の上方修正を行った主な項目をお示ししております。

以上、御説明させていただいた、徳島県国土強^{じん}靱化地域計画及びとくしま-0作戦地震対策行動計画につきましては、今後、新たな県総合計画の進捗を踏まえ、6月定例会において知事が説明申し上げたとおり、両計画を統合した新たな防災計画を策定することとしており、その際には、外部有識者の皆様から御助言を頂きますとともに、当委員会ははじめ、県議会で御論議いただいた上で、これまで以上にあらゆる災害から県民の皆様の安全・安心な暮らしを守る取組を一層推進してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

森口保健福祉部長

続きまして、9月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

初めに、先議分の防災・感染症対策特別委員会説明資料の5ページを御覧ください。

部別主要事項説明、感染症対策課でございます。予防費の摘要欄①のア、高齢者インフルエンザ定期接種促進事業費の1億4,100万円は、新型コロナとの同時流行に備えるため、重症化リスクの高い高齢者等を対象に、ワクチン接種費用の一部を支援し、ワクチン接種の促進と重症化予防を図るための経費でございます。

また、イの新型コロナワクチン接種普及・相談体制強化事業費の1,000万円は、9月20日からの令和5年秋開始接種の開始を踏まえ、ワクチン接種のメリットとデメリットを改めて県民の皆様に周知するとともに、副反応に関する相談体制の強化を図るための経費でございます。

先議分の説明は、以上でございます。

次に、通常分の説明資料（その2）の14ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

国保・地域共生課の総合福祉センター運営費は、1階から4階までのトイレの改修、ユニバーサル化に係る経費として7,363万2,000円を繰り越すこととしております。

25ページを御覧ください。3その他の議案等の（1）条例案でございます。

アの徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、総合福祉センターにおいて既存の会議室を改修し、新たな会議室を設けることに伴い、会議室の区分や利用料金など、所要の改正を行うものです。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

資料3を御覧ください。感染症の予防のための施策の実施に関する計画（徳島県感染症予防計画）の改定についてでございます。

当計画は、感染症法に基づき現計画を改定するものであり、新たに立ち上げた徳島県感染症対策連携協議会において、新型コロナウイルス感染症対策の現場を経験された委員の皆様にご意見を頂きつつ、改定に向けての作業を進めております。

今後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントの実施など、幅広く御意見を頂きながら、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中藤農林水産部長

続いて、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

7ページでございます。課別主要事項について、御説明いたします。

生産基盤課でございます。1段目の土地改良費につきましては、緊急輸送道路を補完する農道の整備に要する経費として、1億600万円、2段目の農地防災事業費につきましては、農地・農業用施設の保全や災害の未然防止に要する経費として、1億36万円、4段目の漁港建設費につきましては、漁港施設及び漁港海岸保全施設の老朽化対策に要する経費として、1億9,554万円、5段目の農地及び農業用施設災害復旧費につきましては、国が行う災害復旧事業に係る負担金として、493万5,000円、生産基盤課合計では、最下段に記載のとおり、4億683万5,000円の増額をお願いしております。

8ページでございます。森林整備課でございます。1段目の林道費につきましては、緊急輸送道路を補完する林道の整備に要する経費として、3億7,780万円、2段目の治山費^{じん}につきましては、県土強靱化の推進のため、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止に

要する経費として、3億134万円、森林整備課合計では、最下段に記載のとおり、6億7,914万円の増額をお願いしております。

15ページでございます。繰越明許費でございます。国をはじめ関係機関等との調整により、現時点で繰越しが見込まれるものについて、生産基盤課の基幹農道整備事業費から、16ページの森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、2課21事業につきまして、合計で39億1,693万5,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

21ページでございます。債務負担行為でございます。生産基盤課所管の工期が2か年にわたる工事請負契約について、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく申し上げます。

榎本県土強靱化統括監

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料（その2）の9ページを御覧ください。このページから10ページに掛けましては、補正予算に係る部別の主要事項説明でございます。

この度の補正予算につきましては、公共事業予算について、当初予算計上額を上回る国庫内示が得られたことにより、国土強靱化の加速を進めるものであります。

まず、道路整備課でございます。緊急地方道路整備事業費として、6億7,177万4,000円の補正をお願いしております。

次に、都市計画課でございます。公園整備事業費として、12億750万円の補正をお願いしております。

次に、水管理政策課でございます。えん堤改良事業費として、1億4,928万1,000円の補正をお願いしております。

10ページを御覧ください。河川整備課でございます。津波・高潮危機管理対策緊急事業費など、合計1億460万円の補正をお願いしております。

次に、砂防・気候防災課でございます。地すべり対策事業費など、合計2億4,400万円の補正をお願いしております。

次に、運輸政策課でございます。港湾海岸保全施設整備事業費として、4億5,570万円の補正をお願いしております。

表の最下段、合計の欄を御覧ください。左から4列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で、28億3,285万5,000円の増額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、306億7,110万4,000円となっております。

12ページを御覧ください。既に御承認を頂き、事業を実施しております一般会計における継続費の変更についてでございます。

都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業につきまして、令和5年度の進捗状況に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございます。

17ページを御覧ください。このページから19ページに掛けましては、繰越明許費^{じん}でございます。繰越明許費を早期に設定することにより、適正な工期を確保し、県土強靱化と建設現場の働き方改革をより一層推進するため、この度、繰越明許費の設定をお願いするもので、今回、新たに御承認をお願いする事業の翌年度繰越予定額を記載してございます。

19ページを御覧ください。表の最下段、右から2列目の翌年度繰越予定額の欄に記載のとおり、道路整備課ほか6課の合計欄につきましては、102億3,531万円となっております。

22ページを御覧ください。債務負担行為でございます。道路整備課の道路改築事業工事請負等契約につきまして、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。この事業につきましては、早期発注に努め、公共事業を切れ目なく実施できるよう努めて

まいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

松本病院局副局長

続きまして、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の23ページを御覧ください。病院事業会計の補正予算でございます。ア、総括表の左から3列目、補正額の欄に記載のとおり、2億円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、3億4,677万3,000円となっております。

これは、県立中央病院において、本年5月に運用を開始したER棟南館との一体的整備による相乗効果を発揮するため、ER棟南館へ移設後の本館棟のスペースを活用して、救命救急及びがん治療の更なる機能強化を図る改修事業に着手するものでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。（2）継続費でございます。県立中央病院本館棟機能強化事業の実施に当たりましては、病院を24時間稼働しながらの改修となることから、医療提供に支障が生じないよう、十分な配慮が必要となります。通常の建築工事と比べ、工事に長期間を要することから、今年度から令和8年度までの間、総額17億5,000万円の継続費をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

柳教育長

それでは、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、令和5年度9月補正予算案についてでございます。

防災・感染症対策特別委員会説明資料（その2）の4ページを御覧ください。歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会における一般会計補正予算額といたしまして、表の下から3段目の補正額の欄に記載のとおり、2億8,600万円の増額補正をお願いいたしており、補正後の予算総額は、23億95万1,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。部別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

施設整備課でございます。高等学校費学校建設費の①高校施設整備事業費におきましてアの県立学校施設防災機能強化事業では、教育環境の充実はもとより、災害時の安心・快適な避難所としても活用できるよう、学校施設の機能強化を図るため、トイレの洋式化率100パーセントに向けた改修設計や体育館における空調の整備及び照明のLED化に要する経費として、2億3,600万円を計上いたしており、その他経費を合わせた施設整備課の補正予算総額は、2億8,600万円となっております。

続きまして、20ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。施設整備課における高校施設整備事業費では、県立学校施設防災機能強化事業や長寿命化推進事業などにおきまして、繰越予定額16億2,588万5,000円を、県立学校施設災害復旧事業費では、繰越予定額5,000万円をお願いするものでございます。

以上、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願い致します。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

9月1日が関東大震災発生100年とテレビでも盛んに報道されています。防災に関して言うと、東京では津波というよりは火災だったんですが、100年前ですから情報の共有というのは余りなくて、火事から逃げる人が行き場がなくて亡くなったというのを聞くにつれ、情報源がないということは本当にかわいそうなことだなと。尊い命がたくさん失われたと。こういう事は繰り返してはならないとつくづく考えさせられました。

そこでなんですが、南海トラフ巨大地震被害想定に関してお聞きしたいと思います。

県の被害想定見直しの結果については、今後の本県における防災・減災対策の前提となる非常に重要な事業であると認識しております。

まずは、改めて本事業の概要についてお聞かせいただくとともに、今後、外部有識者の活用をはじめ、どのような枠組みで進めていくかについて教えていただきたいと思えます。

松本事前復興室長

ただいま、井川委員より、南海トラフ巨大地震被害想定算定事業の概要、そして今後の検討の枠組みにつきまして御質問を頂きました。

県におきましては、切迫する南海トラフ巨大地震を迎え撃つため、10年ぶりとなる国の被害想定見直しにタイムリーに呼応すべく、これを県独自の被害想定見直しにスピード感を持って反映してまいるということで、現在、前回平成25年度公表の本県における被害想定算定時の算定手法等を参考にしまして、去る6月補正予算におきまして関連予算を計上しまして、承認を頂いたところでございます。

このような中、先般、国の被害想定見直し状況につきまして、具体的な内容が示されました。その内容としまして、これまで以上にきめ細やかな地形データの更新でありますとか、算定手法の高度化などの内容が判明したところでございます。

これらを県の被害想定見直しにも速やかに反映する必要があるということで、本県独自のより一層精緻な津波浸水想定、そして被害想定算定を実施するため、今回9月補正予算に増額計上をさせていただいたところでございます。

より精緻化を図るため、必要な追加作業に係る所要経費を算定いたしまして、今回の要求額となったところでございます。

また、もう1点、今後の枠組みでございますが、津波解析に向けた資料収集であります

とか、整理・分析を進めますとともに、学識経験者等による検討会議を立ち上げ、国から示された算定手法等につきまして、本県独自のデータと照らし合わせ、それぞれの知見から御意見を頂きながら、県の被害想定見直しにしっかり反映させてまいりたいと考えており、引き続き必要な作業を進めてまいりたいと考えております。

井川委員

学識経験者の意見を聞きながら、県独自の被害想定見直しの作業を進めていくということですが、それについては、迅速かつ着実に進めていただきたいと思います。

一方で、南海トラフ巨大地震を迎え撃つ防災対策を進める上で、市町村の果たす役割は大きいと思います。

見直しの結果についてのみ情報共有をするだけではなく、その過程においても、しっかりと情報提供することが非常に重要であると考えています。

県として、被害想定見直しに関わる市町村との情報共有について、今後どのようにしていくのか、お考えをお聞かせください。

松本事前復興室長

ただいま、井川委員より、被害想定見直しに係る市町村との情報共有について御質問を頂きました。

井川委員お話しのとおり、被害想定につきましては、県及び市町村が実施します防災・減災対策の前提となるものでございます。

その着実な推進に向けては、市町村との緊密な情報共有が必要不可欠であると考えております。

今後、県におきまして、検討会議を立ち上げまして、被害想定見直しに必要な具体的な議論を進めてまいり所存でございますが、検討会議での議論の過程につきましても、その都度、市町村と共有させていただきますとともに、それを踏まえました成果となるシミュレーションの結果につきましても、できるだけ速やかに情報共有させていただければと考えております。

さらに、今回の被害想定見直しを契機としまして、市町村との連携を密にし、これまでの防災対策を再点検させていただきますとともに、必要な地震防災対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

井川委員

被害想定見直しは、市町村にとっても非常に重要なものになります。とても注目度の高い事業であります。市町村のみならず、かなりの方が注目しております。

可能な限り、早めの情報共有に努めていただき、防災・減災対策の推進に市町村が困ることがないように、きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

もう一つ、報告事項の徳島県国土強靱化地域計画及びとくしまー0作戦地震対策行動計画についてお聞きいたします。

それぞれ本県の防災・減災対策の推進に当たり、非常に重要な計画であり、その進捗状況についても、概ね順調に進んでいるということで、引き続きしっかりと現計画の事業推

進をお願いしたいところであります。

一方で、両計画とも、非常に多くの指標が設定されており、今回の報告資料の中でも、重複している指標も多くあるところから、今後、新たな計画を策定するとのことですが、その中で内容をしっかりと調整する必要があると考えます。

そこでお伺いします。新たな計画の策定期間はいつ頃になるのか。また、県民に分かりやすい防災計画にするためにも、この二つの計画のほかに関連する計画があれば、それを含めて検討すれば良いと考えますが、いかがでしょうか。

松本事前復興室長

ただいま、井川委員より、新たな計画の策定期間、そして、その他の関連計画について御質問を頂きました。

まず、両計画を統合した新たな防災計画の策定につきましては、現在、県で策定を進めております県政の運営指針となります総合計画の内容も踏まえまして、現場主義、県民目線でしっかりと作業を進めてまいりたいと考えております。

井川委員お話しのとおり、現在の両計画とも指標が多く、それぞれ重複している項目もありますので、新計画策定に当たりましては、庁内各課の御意見も頂きながら、新計画策定作業の中で、しっかりと精査してまいりたいと考えております。

なお、新計画の策定期間でございますが、今年度中には骨子案をお示しさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、もう1点御質問いただきました、関連した計画といたしましては、被災後の迅速な復旧・復興に向けて、被災前から準備を行う事前復興の取組としまして、徳島県復興指針を令和元年度に作成しております。

この指針につきましても、先の両計画と具体的な取組が重複する部分がございますので、県民に分かりやすく実効性の高い計画となりますよう、この機会に、統合も含めて検討してまいればと考えております。

井川委員

本当に計画とか指針とかたくさんありますが、重なっているような部分もたくさんあると思います。

できることなら、迅速、着実に、まとめられるものは一つにまとめて、確実に進行していただきたいと思います。

被害想定見直しの速やかな公表を受けて、引き続き取り組んでいただくとともに、現場に近い市町村との緊密な連携もお願いしたいと思います。

また、南海トラフ巨大地震はいつ起こるか分かりません。新たな防災計画の策定についても、スピード感を持って取り組まれることを切に要望します。

山西委員

私からは、大きく2点お尋ねしたいと思います。

まず、コロナの状況でありますけれども、昨日、厚生労働大臣が現在の感染拡大期について、第9波と言われているものが今回来ていると。現状は、第9波だと認めるような発

言がございました。

私も肌感覚で、第9波と言っても過言ではないという状況に来ていると思います。県内の感染状況について、何らかの基準を設定して、しっかりと注意喚起をして、県民の皆様方に呼び掛けるということが必要だと、私も先の防災・感染症対策特別委員会で御提案させていただきました。

県においては、県独自基準による注意喚起メッセージの運用をはじめ、知事から定例会見で、注意喚起をしていただいたということは承知しております。

県内の新型コロナの感染状況とか、広報について何点かお尋ねいたします。まず、コロナについて、現在の感染状況、感染動向を担当課としてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

井口感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の現在の県内の感染動向についての御質問でございます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、全数把握が廃止されまして、週1回の定点把握ということになっております。

7月21日には、山西委員から先の防災・感染症対策特別委員会で御提案いただいたことを受けまして、県民の皆様に分かりやすい形で注意喚起を行うため、県独自に4段階の注意喚起メッセージを作成しまして、運用を開始しているところでございます。

8月31日には、この注意喚起メッセージが運用開始以来初めて、上から2番目となります。厳重警戒となりまして、先週公表の定点当たりの報告数も21.81人で厳重警戒が継続するなど、引き続き、新規陽性者数の高止まりが続いているというところでございます。

今後、この動向が更に拡大するのか、終息していく方向に働いていくのか、引き続き高い警戒感を持って感染動向を注視してまいるとともに、医療機関への負荷を軽減するためにも、県民の皆様に対しまして、手洗いや換気、効果的な場面でのマスクの着用といった基本的な感染防止対策を心掛けるよう、呼び掛けを続けてまいりたいと考えております。

山西委員

県独自の基準で注意喚起メッセージを運用しているという状況でありますけれども、改めて、この基準設定の考え方、それからその意図というものについて、御説明していただければと思います。

井口感染症対策課長

注意喚起メッセージの基準設定の考え方などについての御質問でございます。

県議会での御論議や、日々新型コロナの最前線で対応いただいている県医師会とも協議を行いまして、県民の方々に分かりやすい形で県内の感染状況を示し、感染防止対策の意識を高めていただくための注意喚起として行っております。

基準の設定にあたりましては、第8波の際の医療機関への負荷への状況でありますとか、インフルエンザの基準の状況でありますとか、過去の徳島アラートの基準を参考に設定させていただいております。基準となる定点当たりの報告数が5人で注意、10人を超えますと警戒、20人で厳重警戒、過去にまだないのですけれども、30人を超えますと警報と

いう4段階で設定しております。

県民の方々には、このメッセージにより何らかの行動制限をお願いするというものではないですが、4段階の基準のメッセージを参考に、必要な感染防止対策をしっかりと呼び掛けてまいりたいと考えております。

山西委員

5類移行後、感染状況が見えなくなったという中で、意識を高めるためという目的で、こういうメッセージを発していくことは、かなり重要だと思うのですが、その一方で、県内全域の定点把握によるメッセージであって、県民の皆様方からは、自分の住んでいる地域の状況とかが分かりにくいという声もお伺いするところでございます。

インフルエンザの警報とか、あるいは注意報のように、保健所単位でメッセージを発出するほうが、県民の皆様方からすればより分かりやすいのではないかと思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

井口感染症対策課長

注意喚起メッセージにつきまして、保健所単位で発出ししないのかという御質問でございます。

現在、県全体の定点当たりの報告数にて判断しておりまして、該当する注意喚起メッセージを発出し、県民に呼び掛けを行っているところでございます。

インフルエンザにつきましては、国から定められた基準を基に定点報告数、報告のあった人数ですね、そちらの数のみで警報、注意報というような基準が設定されておりまして、県もそれに基づきまして保健所単位で、警報、注意報を発令しているところでございます。

県独自の注意喚起メッセージを設定した際には、県全体で入院調整を行った際の過去の病床使用率でありますとか、県全体の感染状況を反映させていただいた徳島アラートの状況などといった全県的な状況を参考としていまして、注意喚起メッセージの独自基準を設定させていただいていることから、インフルエンザとはちょっと違ひまして、全県的なメッセージ発出とさせていただきたいと考えております。

なお、現在、全国知事会を通じて国に求めております、報告数で判断できるような基準というものが示されましたら、対応してまいりたいと考えております。

山西委員

分かりやすいメッセージの発出に向けて、引き続き検討していただきたいと思います。

先の防災・感染症対策特別委員会でも、季節性インフルエンザのように感染警戒を呼び掛ける統一基準の策定について、本来は国に一定のルールなどを示していただくというのが好ましいかなという議論もさせていただきましたけれども、国はこのような統一基準について、どのような見解を示されているのかお伺いいたします。

井口感染症対策課長

統一基準の策定の国の動きについてでございます。

去る8月9日に、厚生労働省から各都道府県に対しまして、新型コロナウイルス感染症に関する住民への注意喚起等の目安というものが示されたところでございます。

統一基準の策定に関しましては、長期間のデータの蓄積などが必要なことから、現時点で示すことは困難という見解を示しているところでございます。

今回ありました通知につきましては、全国一律の注意報、警報の基準ではなくて、飽くまで、各都道府県が注意喚起を行う際のタイミングの目安というものを整理されたような内容でございまして、徳島県はじめ、独自基準を設定・運用しているような都道府県に対しまして、変更を求めるものではないという内容でございました。

県独自の注意喚起メッセージの設定に当たりましては、国が示した感染拡大時の定点当たりの報告数や、確保病床の使用率を踏まえた基準としていることから、国が示した方向と大きな離れはなかったというところでございます。

こうしたことから、本県におきましては、当面の間、県独自の注意喚起メッセージを活用しまして、県民の皆様へ感染状況の注意喚起をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

山西委員

今回こそは、コロナとインフルエンザの同時流行が来るという前提での準備、対応を求めておきたいと思えますし、お薬ですね、熱冷ましとか頭痛を和らげる薬の目詰まり、あるいはワクチンの確保、こういったところも万全の態勢を取っていただきたい。それからまたコロナ、インフルエンザについては、高い警戒感を持って準備に当たっていただきたいとお願ひしておきます。

あと、公共工事の9月補正予算についてお伺いします。

今回、総額70億円を超える公共予算を確保いただきました。南海トラフ^{じん}巨大地震や激甚化・頻発化する気象災害、急速に進む施設の老朽化対策といった国土強靱化は、県下の社会インフラ整備に目を向ければ、まだまだ道半ばという状況でございます。

今年も台風2号、6月末の豪雨などをはじめとする甚大な被害が全国各地で相次いでおりまして、生命を守るため、池や砂防等の防災対策、道路整備の安全性を高める老朽化対策は、スピード感を持って引き続き取り組んでいかなければならないと思えます。

そこで今回、大きく3点お伺いしますけれども、ため池の防災・減災対策の予算も結構付いておりますけれども、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

中原生産基盤課長

ただいま、9月補正のため池の補正予算について御質問を頂いております。

農業用ため池ですが、江戸時代以前に造成されましたものが多く、現在老朽化が進行しておりまして、近年激甚化・頻発化する豪雨、あるいは南海トラフ巨大地震などによります被害の発生が懸念されておるところでございます。

このような豪雨や地震によるため池の被害から住民の皆様への生命、財産を守るため、ため池の堤体の補強ですとか、あるいは洪水吐の改修、また取水施設の改修、さらには、ため池自体の廃止といったハード的な対策、それからハザードマップの作成・公表、あるいは遠隔操作できますカメラとか、水位計によります監視体制の強化などのソフト対策を併

せて実施しているところでございます。

今回の9月補正では県内3か所におきまして、堤体の補強あるいは取水施設の改修に9,576万円の増額補正をお願いしているものでございまして、この補正予算と当初予算を合わせまして、鋭意、対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

山西委員

それから、砂防関係事業についてもお伺いをいたします。砂防関係事業の補正予算をどのように執行していくのかお伺いいたします。

森野砂防・気候防災課長

9月補正予算砂防関係事業の進め方について質問を頂いております。

本県につきましては、中央構造線活断層帯が東西に走り、急しゅんな地形やぜい弱な地質に加えまして、台風常襲地帯に位置することから、土砂災害が繰り返し発生しやすい環境にございます。

このため、砂防関係事業につきましては、土石流や地すべりなどの土砂災害から人的被害の軽減を最優先に考え、人家や公共施設、要配慮者利用施設などを守る砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業によるハード対策と、土砂災害警戒区域の指定などソフト対策を推進しているところでございます。

今回の9月補正ではハード対策としまして、通常砂防事業において、砂防えん堤工事の推進に3,600万円、地すべり対策事業におきましては、地下水を排除する横ボーリングなどの対策工事の推進に2億800万円をお願いするものでございます。

当初予算と併せまして、県民の命と暮らしを守るため、総合的な土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

山西委員

続いて、道路施設老朽化対策も予算が付いておりますけれども、どのように進めていくのかお伺いします。

杉本道路整備課長

ただいま、山西委員から、道路施設の老朽化対策について御質問を頂きました。

道路は人や地域を相互につなぎ、日常生活の移動、輸送などはもとより、大規模災害時の救命救急、救援物資の運搬を支える、人々の命と暮らしを守る生命線としての重要な役割を担っているところでございます。

その一方で、高度成長期に整備された様々な道路施設は、年々老朽化が進んでいるところでありまして、施設の安全、快適な利用を確保するため、効率的かつ効果的に老朽化対策を進めていく必要がございます。

そこで県としましては、橋りょうをはじめとする重要構造物につきましては、長寿命化修繕計画を策定しまして、戦略的な維持管理を推進しているところでございます。

今回の補正予算の計上によりまして、橋りょう下部工の修繕などを実施することとしております。

また老朽化対策のほか、災害時の交通機能を確保する緊急輸送道路の整備なども含めまして、今議会では合計6億7,100万円を計上させていただいたところでございます。当初予算と合わせまして、事業の更なる進捗を図ってまいりたいと考えております。

山西委員

補正でこれだけ大きな額を確保できたというのは、成果だと思います。

あとは、可決されれば、速やかに事業の着手に取り組んでいただきたいと思いますし、スピード感を持って、これからも災害対策、県土強^{じん}靱化のために取り組んでいただきますようお願いをして、私の質問を終わります。

井下委員

今、山西委員から質疑がありましたけれど、防災・減災対策という緊急を要する案件がたくさんある中で、たくさん予算を付けていただいているわけですが、1点だけ危機管理環境部にお伺いしたいんですが、今回、予算に上がっている自転車ヘルメットの補助事業です。

月曜日の総務委員会でも財政課にお話をさせてもらったんですが、事業自体は、ものすごく良い事業だと思いますし、進めていただけたらと思っておりますが、やはり、思い付いたら何でもやれるというのは、ちょっと違うのかなと思っております。

予算を議会にしっかり上げていただいてやっていくという手順が踏まれていないというのは、ちょっと気になるころなので、言わせていただきたいと思います。

今回、こういうふうに至った経緯も含めて、危機管理環境部から説明をしていただけませんか。

飯田危機管理政策課長

ただいま、井下委員から、今回の自転車ヘルメットの着用促進事業についての経緯についてお尋ねがございました。

まず、この事業の背景でございますけれども、井下委員も御承知のとおり、本年4月に改正道路交通法が施行されまして、自転車ヘルメット着用の努力義務化が法定化されたところでございます。

県内のヘルメット着用率なんですけれども、4月から7月の平均で24.5パーセントという決して高くない水準にございまして、また、月ごとにその平均値を見ますと、6月が24.0パーセントであったところ、7月には23.3パーセントに低下したという状況がございました。

今回の事業につきましては、こうした厳しい状況を早急に打開しまして、ヘルメットは命に直結するものという認識の下、県民の皆様の大切な命を事故から何としても守るために、今後の補正予算計上、それから県議会での御審議を大前提といたしまして、知事が制度方針を発表させていただきました8月4日から年度末までの間を着用強化期間と設定いたしまして、その間の新たな着用率向上促進策として補助事業を実施するものでございます。

井下委員

何度も言いますが、事業自体は何の問題もないと思いますし、進めていただくほうがいいのかなと。

ただ1点、気になったのは、先ほど言った知事の発言の8月4日からという部分です。遡って領収書を置いておいてくださいということなんですけれど、これは仮に今回、議会が通らなかった場合、どうするんですかという話にもなります。単純に良い企画だとは思いますが、思い付いたらやれるというわけではないと思いますので、我々議会としては、しっかりと議会での議論を通じて予算につなげていきたいですし、そういう意思を持って議案を上げていただきたいなと思っております。重ねてになりますけれど、事業内容自体は、どんどんやっていただいたらいいのかなと思います。先ほども言いましたけれど、特に危機管理環境部では、豪雨災害とか、いろいろな災害の中で、緊急を要する案件で予算を上げないといけないとか、多々あると思いますが、今回の件に関しては、もっと早くても良かったのではないかと思いますし、今回の9月まで待っても良かったのではないかと思いますし、専決という手段もあった。いろいろな手段があったと思いますが、スタートが気になる場所がありますので、釘を刺させていただけたらと思います。

事業は良いと思いますので、どんどん進めてください。

森危機管理環境部副部長

井下委員から、事業を着手する時期であるとか予算立ての話がございました。

我々も、議会での議論が非常に重要であるということは、十分認識しているところでございます。

そういった御議論も重く受け止めまして、今後、施策や事業の検討の際には、実施に向けた状況の把握や見通しの分析に一層努めまして、前もって予算計上ができるように、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をどうぞよろしくお願いいたします。

井下委員

我々は、決して良いものに関しては足止めをするつもりはないですし、県議会も一緒になってやっていきたいと思っておりますので、手順のところだけ、しっかりと踏んでいただくほうがいいのかなと思いますので、引き続きよろしくよろしくお願いいたします。

仁木委員

今、井下委員から話がありましたけれど、そこは非常に気になると思うんですよ。今、危機管理調整費は幾らあるのか教えてください。

飯田危機管理政策課長

ただいま、危機管理調整費についての御質問がございました。

令和5年度につきましては、当初予算におきまして、危機管理調整費10億2,000万円、そして、6月補正予算で1億3,250万円の予算を計上させていただいております。

仁木委員

危機管理調整費を議論する際に、残高を常に10億円あるようにということで、定例会ごとで大体積んでいくというような形で、ずっと暗黙のルー尔的な形で計上されておると思うんですが、今回のヘルメットの事案で言いましたら、危機管理調整費を充当するという考え方もできたはずだと思うんです。

既決予算内でやるとか、既決予算ではなくて補正に出すという話なのであれば、臨時議会を開いてでも、そういった手続きを踏んでいただかなかつたら、議員から、こういう意見が一人でもあるということは、議会を軽視してるのではないかと見られてもおかしくない話なんですね。

我々が、これをなぜ言うかと言いましたら、議会を通さなくても、見込みで予算を執行し始めるという話なのであれば、議会自体が要らないわけであって、これを何も言わなかつたら、我々自身を否定するようになるんですよ。だから井下委員だって、そういう話をされているのではないかと思うんですよ。

ですから、そういうところは、既決予算でできるのであつたら、そういうやり方をすれば良かったし、専決でするんだつたら専決でやれば良かったし、いやいや、そうではなくて、きちんと議会を通したいんですと言うんだつたら、臨時議会を開いてでも補正予算を通して、やられるべきではなかつたのかなというところなんです。私も事業自体はするべきだと思います。ただし、これは言うておかなかつたら自己否定してしまいますので、私からも一つ申し上げておきたいと思いますので、今後はしっかりとさせていただきますよう、よろしく願いをいたします。

予算の中で、高齢者のインフルエンザの定期接種促進事業は、定額800円の補助をするという形なんですけど、他県はこういうことをされているのかということと、見込まれる人数をしっかりとカバーできる予算立てになっているのかということをお聞かせいただければと思います。

井口感染症対策課長

インフルエンザワクチンの助成についての御質問でございます。

補正予算でもお願いしています高齢者インフルエンザ定期接種促進事業につきまして、他県の例でございますが、事業立案に当たりまして、近隣県にお問合せもさせていただきました。調査させていただいたのが7月末ぐらいだったんですが、その時には四国管内でもまだ検討がなされていなかったという所もございましたので、現在、どちらの県が実施されるかというのは、詳細は把握していないというところでございます。

ただ、県内におきましては、今回の補正予算に併せまして、鳴門市議会のように、自己負担が残る800円の部分について支援するというようなことを検討されている所もありますし、何らかの動きが、他の市町村でも出てくるのかなと考えておるところでございます。

あと県内の高齢者の方、対象となる方が約25万人ほどいらっしゃいます。接種率を考えると、昨年度のインフルエンザワクチンを実際に打っていただいた方が約54パーセントというところでございます。

今回の接種の積算に当たりましては、約25万人のうち7割の方が打ってくださるという

前提で、予算をお願いしているところでございます。

仁木委員

7割ということですので、十分な予算を計上していただいているということが確認できましたので、安心しておりますが、接種については、それぞれ独自の判断になっていきますから、こういった形で、接種したい人を補助するというのは非常に良いことだと思います。

先ほど、井口感染症対策課長のほうからもございましたように、ある市においては、いわゆる県が補助する以外の部分についても補助をして、満額でされる自治体もあるということでございますので、県内市町村に、そういった情報共有をしていただきながら、接種をしたい人の負担を少なくできるというような状況は作っていくべきでないのかと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、南海トラフ巨大地震の被害想定事業ということでもありますけれども、この被害想定は、国でまず出して、県でこれをするということだと思っておりますけれども、国は、いつぐらいに新しいものを出してきたんですか。これまでの経緯、流れを教えてくださいなればと思います。

松本事前復興室長

ただいま、仁木委員より、南海トラフ巨大地震の被害想定に関する国の動きについて御質問を頂きました。

国におきましては、10年ぶりとなる国の被害想定見直しに着手ということで、今年2月から有識者を交えた検討委員会を開きまして、検討を進めているところでございます。

そして、実際に国の地震対策計画に反映させていくということで、この年度内に国の被害想定公表をしていくということで報道がございましたが、まだ明確にいつ頃になるかということは、情報を得ていないところでございます。

国の計画への反映というのもございますので、年度内にはとお聞きしているところでございます。

仁木委員

国が改めて想定を立てられて、県に下りてくると思っておりますけれども、情報は早めに察知しながら、準備をしっかりしておいてほしいんですね。

例えば、土砂災害防止法の改正の際に、国の動向を見ながらという時期があった時に、すぐに計画に取り掛かれなかったと思うんですよ。

ただし、その法律の改正というのは、2年も3年も前からそういうことがあったにも関わらず、見通しというものの部分について、県の見解等々をまとめるのが遅かったはずなんですよ。

それで、私は受益者の皆さん方からいろんな相談を受けた経験がありますので、それについて県が見直した際には、施設の整備等々を改めてしっかりしていかなければいけないはずなんです。これは6月議会でも申し上げました。

そういった計画を立てていくためには、こういった所をやり直ししなければいけないと

か、今のうちからできることがあるはずなんですよ。

そういった部分について、すぐに計画ができるような情報収集というのは、県において出てくるのを待つのではなくて、収集だけでもしておいていただきたいと思います。その件について、何かコメントがあったらお願いできればと思います。

松本事前復興室長

ただいま、仁木委員より、被害想定の算定に向けた国の情報収集につきまして御質問を頂きました。

被害想定につきましては、仁木委員がおっしゃいますように、県とか市町村、また関係機関が実施する防災・減災対策の前提となるものでございますので、しっかりと情報共有を図っていかなければいけないと認識しております。

県におきましては、国の見直し状況の情報収集にしっかりと努めながら、タイムリーに即応できるように、6月補正予算での計上、そして、国の詳細な見直しの算定手法等をお示ししていただきましたので、今回9月補正予算で増額の計上もさせていただいているところでございます。

今後、学識経験者によります検討会議も開催させていただきまして、算定手法につきまして、県の独自データと照らし合わせて、しっかりと検討を進めてまいりたいと思っておりますし、その中で可能な限り関係機関と情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

仁木委員

できることは早くやっていただきたい。情報収集についても、国の情報収集だけではなくて、自らが管理されている避難タワーであるとか、もろもろの部分というのは、すぐにいろいろな計画等が立てられるように情報収集と整理をしておいていただきたい。

これは、いつ地震が起こるか分からないので、早くできるように準備を構えておいていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

あと二つありますけれども、説明資料（その2）にございました老朽化ため池は、先ほど山西委員が言ったかなと思うのですが、補正額が大きいと思うのです。これは、なぜこの金額を補正されるのか教えてください。

中原生産基盤課長

ただいま、ため池の補正額についての御質問を頂きました。

これは、国には、これだけ下さいと要望していたのと、当初の県予算以上に、国からため池に関して割当てがありましたことから、今回補正で計上させていただきまして、当初予算と合わせて対策をしてまいりたいという状況になっておるものでございます。

仁木委員

何年か計画されているということですね。だから、単年度計画ではなくて、何年間かでやられるということですか。

中原生産基盤課長

国への要求は、来年度はこれだけの予算を下さいと前年度に要望し、それと併せて県予算を計上させていただいておりますが、国からこれだけ割当てしますという内示が来る、最終決定するのが、たぶん3月の終わりの頃になると思います。

その頃には、既に当初の県予算は議会でお認めいただいておりますので、その差額ということで、今回計上させていただいておりますものでございまして、何年間にわたって計画的に国にこれだけ要求しますというのではなくて、今回は来年度のため池の事業でこれだけ予算を下さいと国に要求しているのが、県予算と少しかい離があったという状況でございます。

仁木委員

私がここを聞いたのは、いわゆる物価高騰によって上がっている補正なのかどうなのかが気になっただけでございますので、通常の差額なのであれば、それで結構です。

あと、委員会説明資料（その2）の中の繰越しですけれども、繰越しの中で、総合福祉センターの運営費と、教育委員会の県立学校施設災害復旧事業費について教えてください。

和田保健福祉政策課長

総合福祉センターの繰越しですが、額として7,363万2,000円の繰越しをお願いしているところです。

総合福祉センターにつきましては、徳島市中昭和町にある県の施設でございまして、県の社会福祉協議会や各種福祉団体が入居している所です。

災害時には、災害ボランティアセンターになったり、また徳島市の補助避難所として活用されることになっております。

しかしながら、昭和58年11月に建築されたこともありまして、施設の老朽化がかなり進んでいるところです。

今後、利用者が安全安心に施設を利用することができるように、現在、施設の機能を維持し、また災害時の地域の復旧及び復興に資するため、5階にある会議室、またトイレ等の改修工事を実施しているところです。

しかしながら、今年度中に予定しております3階から4階のトイレ工事につきまして、物資の調達が困難になりまして、年度内の工事実施というのが見込めなくなっております。

そのため、今回の工事分について、来年度の事業へと繰り越す必要が認められておりましたので、提案させていただいているところです。

河野施設整備課長

県立学校施設の災害復旧事業についての繰越しの御質問でございました。

台風2号に伴う大雨の影響によりまして、那賀高校におきまして、グラウンドと隣接地の境界にありますコンクリート製の擁壁が傾き、亀裂が入ったということが確認されました。

生徒の安全確保と、今後の大雨等による被害拡大を防止するためにも、擁壁の改修工事を行う必要がございますことから、県立学校施設の災害復旧事業として、今回5,000万円を計上させていただいたわけなんですけれども、その擁壁の改修のための実施設計を併せて今、実施しておりまして、その設計が完了次第、国の災害復旧国費の補助金を活用して施設の復旧工事に着手する予定にしております。

設計すると、これからの施工というタイミングになりますので、年度内の完成が難しいという場合も考えられまして、今回、その繰越しにつきましても、5,000万円を上げさせていただいているという状況です。

仁木委員

なぜこれを聞くかと言ったら、5,000万円まるごと繰越しとなっているから、目立つから聞いているのですよ。

総合福祉センターも9割繰越しするわけで、お話を聞いていたら、トイレの資材調達が難しいということなんですけれども、トイレができなかったら工事が進まないのかどうか、よく分からないのだけれど、我々は何の目線で言っているかと言ったら、執行率というよりも繰越率が多いということは、未執行分が多いということで、1割分しか消化されていない。これは、予算立てが甘かったのではないのかという指摘になってくるわけなんですよね。それは、どんな感じなのか、教えてもらっていいですか。

和田保健福祉政策課長

この事業につきましては、今年度当初予算として、まず設計費として480万、工事費として7,300万円、事務費として63万2,000円を議決いただいているところです。

設計については全て完了しているのですが、工事部分について実施が難しくなったという状況です。資材の調達が間に合わなくなり、来年度に繰り越すものです。

仁木委員

全般の資材調達が間に合わないというような形で受け止めます。

なぜこれをここで聞いているかと言いましたら、本来、これは決算で指摘する事項なんです。

しかしながら、繰り越されたら決算の不用額に載ってこないもので、ここでしかできないので、繰越しを見たら、こういった目立つ所については、いつも指摘をさせていただいております。

達田委員

先ほどから各委員がお聞きになった面もあるのですが、もう1回、コロナワクチンの接種普及についてお伺いしたいと思います。

これは、予算化されております中に、新聞広告等を利用した県民に分かりやすい周知・広報ということで、ワクチンを接種してくださいということを広報していくということなんですけれども、ワクチンのメリット、デメリットを正しく広報すると言われておりますが、どういう内容なのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

井口感染症対策課長

補正予算の内容についての御質問でございます。

今回の補正予算でお願いしていますコロナワクチンのことについてでございますが、今回9月20日から秋接種というものが開始されることとなります。

秋接種につきましては、生後6か月以上の、初回接種が終わられた全ての方を対象として実施されることになっています。

春接種は、高齢者であるとか、医療従事者を中心に接種させていただいていたところですが、幅広い世代の方が対象になってくるというところでございます。

また、使用されるワクチンにつきましては、オミクロン株のBA.4、BA.5に対応したワクチンからXBB.1.5に対応したワクチンを使用するということになっております。

こういったことから、幅広い方に接種していただくように、ワクチンで得られる効果を周知するとともに、心配されている副反応のことにつきまして周知させていただいたということで検討しているところでございます。

達田委員

新聞広告等を活用した分かりやすい広報しますということは、大きい広告が新聞に出るということによろしいのでしょうか。

井口感染症対策課長

広報の具体的な周知方法についてでございます。広報につきましては、幅広い世代が対象でございますので、SNSといったデジタルの活用をはじめ、新聞への広告、また折り込みなどを現在、検討しているところでございます。

達田委員

ワクチンにつきましては、ワクチンを受けたいと言う方もいらっしゃるし、副反応が心配だと言う方もいらっしゃるかと思うのです。

それで、県のホームページの中では、令和5年春開始接種として、5月8日から9月19日に掛けて、高齢者などの重症化リスクの高い方が一人1回と、それから9月20日から令和6年3月31日に掛けて、生後6か月以上の全ての方が一人1回ということなのですよね。

ということは、高齢者などの重症化リスクの高い方は、この19日までに1回と、それから春までに1回で、2回受けられますよと、そういうことですよ。

この中には、1回しか受けられないのだと思っている方もいらっしゃるのですよ。19日というと、もう日がないのですけれども、高齢者の方、重症化リスクの高い方等は受けられるんですよということを知らない方がたくさんいらっしゃると思います。

それで、新聞広告ですとパッと分かるんです。大きな字で書いてくれていたらね。しかし、ホームページでは、ホームページを開けて見ようかという人は、余りいないので、熱心に見ている方もいるかも分かりませんが、高齢者でSNS等で情報を得ている

という方は比較的少ないと思えるのです。

それで、これは、急いでお知らせしなければいけないと思うのですけれども、その点はいかかでしょうか。

井口感染症対策課長

秋接種の開始が9月20日というところがございます。こうしたことから、今回補正予算に計上させていただきまして、先行して御審議いただいているところがございます。

開会日に御審議いただけることになってございますので、御賛同いただき、補正予算をお認めいただけましたら、速やかに広報に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

私たちの地域でも、高齢者の集まり、シニアクラブの会合なんかも中止しようということで、3年間ぐらいはずっとなかったのですが、今、また回復してきまして、集まりもされるようになってきました。

ですから、そういう中で、お知らせをしていくということは非常に有効的だと思いますので、是非、高齢者の方々に周知徹底ということで、そういう所にも行って、お知らせをしていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

私は基礎疾患のある方とか、高齢者にとっては、重症化から守るという意味では、ワクチン接種は、予防手段としては非常に有効であると思っております。

ただ、来年度これが、公費負担できなくなってしまうと。お金が掛かるということで、個人負担が掛かってしまうと、引き続きできるようになるのかなということで、文教厚生委員会でもお尋ねしたのですけれども、個人負担がどうなるのかというところがよく分からなかったのです。

それで、もう1回お尋ねするのですけれども、個人の負担というのが重くならないのかどうか、お尋ねしておきます。

井口感染症対策課長

コロナワクチンの来年度の接種についての御質問でございます。

現在、国の分科会等を通じまして、来年度コロナワクチンの接種をどうしていくのかといった議論がなされているところでございます。

この分科会のほうでは、大きな方針としまして、特例的に国が全額公費負担して接種するのは一応今年度までというところがございます。次年度以降は、一部報道によりますと、接種される方の自己負担が要するというようなことで検討されているとのことでございます。

その際に、自己負担が幾らになるのかという御質問でございますが、現在、計算が難しいところです。

一般的な定期接種化されたワクチン接種につきましては、医療機関に行っていたときに、ドクターに診てもらうので、まず診察料であるとか、接種をするための手技料、それとワクチンの価格を加えまして、まずは接種料全体を算出した上で、接種主体であります市町村のほうで自己負担額というのを計算しているというところでございます。

先ほど申しましたが、次年度使用するワクチンがどのメーカーのワクチンになるのか、また、その価格というのが現在まだ分からないというところがございますので、総額の接種料であるとか、自己負担の規模というのは現在、計算することは難しいというところになります。

達田委員

来年4月以降も経済的な理由で接種できないというような方が出ないように、接種を継続できるように、国費とか、あるいは県費ですね、是非お願いしたいのですけれども、特に、国に対して財政措置がなされるように、しっかりと要望していただきたいと思えます。

それと、ワクチンの有効性、安全性についてということで、今まで3年間ずっと続けてきて、新たな知見とかエビデンスが出てきていると思えますので、そういう情報発信というのをしっかりと行って行って、この新聞広告等を活用した分かりやすい広報という中で、分かりやすく広報していただけたらと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それと、コロナにかかった人で後遺症で悩んでいるという方も、よくお聞きするのですけれども、非常に長期にわたって後遺症が続いているということも言われております。

こういう場合に、特定疾患療養管理料をきちんと毎月算定して、臨時特例の恒久化、コロナ後遺症の改善につなげていかなければいけないと思うのですけれども、コロナ後遺症の相談をした、それから治療をしたとしても、診療報酬が余りよくないので、これを改善しないと医療機関のほうも積極的に診ようかということになっていかなければいけないかと思うのですけれども、その点、どうなっているのでしょうか。

井口感染症対策課長

コロナ後遺症の診療体制についてでございます。

コロナり患後、後遺症に悩まれている方々がいらっしゃるというのは、十分承知しているところでございます。

県内の医療機関に照会を行いまして、症状に応じた後遺症の診療に御協力いただける医療機関は現在、県内で190機関ございまして、倦怠感であれば内科であるとか、味覚障害であれば耳鼻科といった所の先生に診察いただいているところでございます。

また現在、診療報酬等につきましては、コロナの診察等々におきましては、診療報酬上の特例で上乗せもでございます。

こちらにつきましては、来年度の診療報酬改定に向けて現在、検討がなされているところでございますので、国の議論とかを見ながら、診療報酬上どうなっていくのかということころは、県においても注視してまいりたいと考えております。

達田委員

コロナにかかったあと、かなり長い期間、だるさ、疲れが取れないとか、やる気が起きないというのも後遺症としてあるということで、いつまでそれが続くのかと、気持ちの上で弱ってしまっているのかということ、個人の責任のように思ってしまう方も多いらしいのですけれども、コロナの後遺症だということが、はっきり分かれば、治療法もあるか

と思うのです。

それで、安心して医療機関にかかって、そういう治療ができていくようにしていくべきだと思うのですけれども、そういうところを診てくれる病院がどこにあるのか。なんか辛いんですというのでは、病院にかかりにくいという思いも持っていらっしゃるようなのですけれども、そういうコロナ後遺症を診ますという病院というのは、徳島県内にどれぐらいあるのでしょうか。

井口感染症対策課長

後遺症の診断をしていただける医療機関についてでございます。

例えば、倦怠感や咳といったものであれば内科、味覚障害、嗅覚障害であれば耳鼻科、脱毛で悩まれている方については皮膚科など、症状ごとに診察できる医療機関を県医師会に御協力いただきまして、現在190の医療機関に御協力いただいているというところでございます。

達田委員

そういう事も、是非分かりやすくお知らせいただいて、安心して健康を維持できるように努めていただけたらと思います。

次に、県立中央病院本館棟の機能強化事業で、重症患者の救命率向上のために、ICUの床面積がほぼ倍になりますということなのですから、倍にして、どういうふうなことをしたら救命率向上になるのか、教えていただけたらと思います。

住田病院局総務課長

ただいま、達田委員から、補正予算案としてお願いしております県立中央病院本館棟機能強化事業につきまして御質問を頂きました。

その中で、重症患者の救命率向上といたしまして、ICUの1床当たりの面積の拡充について挙げさせていただいておるところでございますが、それについてのメリットについて御質問を頂きました。

近年、人工呼吸器や血液浄化装置など、集中治療に使用する医療機器が増えておる状況でございます。

今回ICUの1床当たりの面積を増やすことによりまして、更にゆとりを持って医療機器を設置することができ、看護師をはじめ職員が機器の操作をよりやりやすくなる環境が整えられると考えております。

また、患者の症状が急に变化した場合においても、医師や看護師の処置が迅速かつスムーズに対応できるようになり、救急の現場において、医療の質の向上が図られると考えております。

達田委員

床が広くなれば、新たな救命のための機器も入れられるということですし、また医師や看護師さんが動きやすい、そういう動線の確保という上でも有効だと思うのですけれども、今までICUを利用したというのが、年間の数字でどれぐらいあるのでしょうか。

住田病院局総務課長

ただいま、達田委員のほうから、ICUの利用実績について御質問を頂いたところでございますが、現在その数値については持ち合わせてございません。

達田委員

この予算で救急機能の強化というのと、がん診療拠点としての機能強化、それから、重症患者の救命率向上ということで予算が付けられております。

ですから、県立中央病院の機能がよりアップするということで、頼もしく思うわけですが、こういうふうにしたら、こういう機器も入れて、救命率が上がるということも、病気した方は関心があるのですよね。

元気元気という方は、余り関心がないと思うのですけれども、そういうことに関心を持って見られている方もいらっしゃると思いますので、素人でも詳しく分かるように教えていただけたらと思います。

と言いますのも、私も入院した経験がございまして、いろいろ薬物治療とかしておりますと、広くないと、隣の方の時計がコチコチという音にもイライラとして、環境というのは、すごい大事だと思うのです。

ですから、お知らせをきちんとしていただけたら有り難いと思いますので、特に、県立中央病院に頼っていたら安心だなという状況になるように是非お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今日初めて資料を頂いたのですけれども、住宅耐震化について報告が出されております。

以前もお伺いしたのですけれども、耐震性が不十分な木造住宅に対する戸別訪問などのフォローアップの実施戸数は、令和4年度は3万1,039戸ということなのですね。令和5年度目標が4万戸と出ております。

ただ、以前お聞きした限りでは、この令和4年度3万1,039戸に対して、実際に耐震改修をした方というのは、それほど多くなかったように思うのですけれども、この令和5年度の目標、もう既に始まっていると思うのですけれども、この4万戸の目標のうち、現在どれぐらい進んでいって、耐震改修につなげていっているというのはどれぐらいあるのでしょうか。

佐藤建築指導室長

ただいま、耐震化率のフォローアップの実施戸数についての御質問を頂きました。

本県では、木造住宅の耐震化を促進するために支援制度の充実とともに、市町村や関係団体と連携いたしまして、耐震化の必要性及び技術の助言、また耐震改修を行っていない方への意向調査など、戸別訪問や無料相談等により、普及啓発を行ってきたところでございます。

粘り強く取り組んだ結果、耐震診断や改修に踏み切った方も少なからずおられ、耐震化の促進には寄与しているものと考えています。

その結果、耐震性が不十分な木造住宅の耐震化や減災化の促進につながる戸別訪問や診

断済みの方への意向調査、また各種相談などのフォローアップ実施戸数の累計は、令和4年度目標の1万7,000戸に対して、実績といたしまして約3万1,000戸でございます。

また、耐震化に加え、家具固定による転倒防止や家具の配置の工夫による安全性の確保など、地震被害を軽減する減災化を施策の両輪と位置付けまして、市町村や建築関係団体のみならず自主防災組織、福祉関係組織とも連携いたしまして、戸別訪問による普及啓発を行っているところでございます。

この度の目標値の修正につきましては、令和5年度目標を4万戸といたしまして、戸別訪問、また診断済みの方への意向調査、電話相談でありますとか、各種相談会も含めまして、今後とも地震発生時の建物倒壊などによる被害を防ぐために、目標4万戸といたしまして、市町村や関係団体と連携して、災害に強い住環境の整備を促進してまいりたいと考えております。

達田委員

目標を設定しました。このうち、実際に改修工事等へつなげたいという目標はあるのでしょうか。

佐藤建築指導室長

目標戸数につきましては、昨年度から減災化も含めまして、死者ゼロを目指して、頑張っていきたいと考えております。

達田委員

最近、非常に地震が多いですね。あちらこちらで地震が起きていますし、また世界で大きな地震が起きて、何千人も亡くなったというニュースが飛び込んできますと、そういう時は、本当に耐震の重要性を痛切に感じるんですけども、外国の家屋と日本の家屋とは大きく違う。石とかれんができていたり、支柱が入っていなかったりするのが多いと思うんですけども、木造住宅もきちんと耐震ができていないと、地震のあり方によっては大きな被害を受けてしまうということで、それも阪神淡路大震災の時から、ずっと言われ続けてきて、耐震化を続けているわけですけども、それが一気に進んでいくということが非常に大事ではないかと思うんです。

新たに家を建て替えているという所も多いですけども、そのまま古い家に住んでいるという方も多いわけですね。

そういう中で、大きな地震が来ても絶対に壊れないかと言われると、全く自信がないけれども、住み続けるしかないということで、お住まいの方もいらっしゃるわけです。

そういう方が少しでも安い費用で安全な場所でいられるということ、しっかりと周知して行って、では、やっておこうかという気持ちになっていくことが大事ではないかと思うんです。相談対応とか補助事業の周知が非常に大事だと思うんですけども、各自治体で何人ぐらいの方が、どういうふうにして回って行っているのか、実態はどうなんですか。

佐藤建築指導室長

ただいま、戸別訪問等の体制についての御質問を頂きました。

戸別訪問につきましては、各市町村と県の職員も同行いたしまして、可能な限り集落を回っていただいている状況でございます。

また、関係団体、建築団体等の御協力も頂きながら、相談会の開催でありますとか、イベントでの相談会、周知を実施している状況でございます。

達田委員

これは、コツコツとした粘り強い活動になるかと思うんですけれども、地元の建設労働者の方とか、顔見知りの方が来て、これは危ないよ、こういうふうにしたら安くできるよというようなことで、相談に乗っていただいたら、そうだなということで実施するという方もでてくると思うんですね。

耐震改修といっても、中には、ものすごいお金が掛かる会社もありますよね。けれども、そんなに掛かるんだったらやらないと諦めるのではなくて、これくらいだったらできるという、そういう方向に持っていただけたらと思いますので、是非分かりやすい周知、それから皆さんが耐震をやる気になるという取組をお願いしておきたいと思えます。

それと、もう1点なんですけれども、先ほど自転車のヘルメットの事でお尋ねがございました。私もそのとおりだと思うんです。

私も高校生の通学を毎日のように見ておりますが、ヘルメットを被っていないんです。行きも帰りもヘルメットを被っていませんし、この事業ができましたので、2学期からは被る子が増えるかなと思っていたんですが、全然増えていないというか、同じなんですね。

先ほどおっしゃったように、この事業の目的は、非常に良かったと思うんです。ヘルメットを被らずに事故で命を落とすということがないように、できれば2学期からヘルメット被ってもらいたいという思いがあったと思うんです。それはそれで理解できるんです。

けれども、市町村の事業としてやるわけですから、その思いが市町村に伝わっていません。

市町村も予算も決まっていらないのにそんなのできません。予算が決まってからでないとできません。当たり前のことですよね。

ですから、そこをきちんと意思疎通ができて、どういうふうになったら実施できるか相談するべきではなかったかと思えます。

それで、高校生、あるいは高齢者の方にヘルメットを被ってもらって、もし何かあっても命が守れるようにということを、学校の中でもきちんと説明をするし、積極的にヘルメットを被って通学しようと思う気持ちになっていかないと、今日言って明日実施ということはなかなかできないと思えます。

ある程度時間を掛けてやっていかないといけないと思えますので、広報、周知、そして実施の予算付けをして、補助ももらえて、ヘルメットが買えたという、それが遠回りのようでも早道ではないかと思うんです。

その点で、できれば10月くらいからは、ヘルメットを被って通学してもらいたいと思えますので、今後、どういうふうスピード感を持って取り組んでいかれるか、お尋ねした

いと思います。

飯田危機管理政策課長

ただいま、達田委員のほうから、高校生のヘルメット着用ということで御質問を頂いております。

まず、市町村との連携につきましては、制度の創設を発表させていただいた後に、繰り返しになりますが、今後の補正予算計上や、県議会での御審議を大前提といたしまして、各市町村のほうへ個別に制度趣旨等を御説明して、連携を依頼しているところでございます。

現在、ほぼ全市町村から連携協力の御意向を頂戴しているところでございまして、市町村と連携を図りながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、達田委員から、高校生のヘルメット着用について御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、現在、県立の各高校に対して、ヘルメット着用の推進を行うことという要請をしております。高校生が主体的にヘルメットを被るための議論の場を創設することや、本年7月と9月を命を守るヘルメット着用推進期間とし、各学校において交通マナーアップクラブの生徒による啓発活動であったり、警察等と連携した交通安全集会等の実施、また保護者懇談における啓発活動等の取組を実施しているところでございます。

今後、推進期間の取組、推移を見まして、10月をめどに全県で一度ヘルメットの着用状況の調査を行いまして、これまでの取組を踏まえて、11月頃に今後の方針等を示したいと考えておるところでございます。

達田委員

是非、交通安全教育と絡めて、この事業を進めていただけたらと思います。

それで、徐々にヘルメットを被っている高校生が増えた、また高齢者の方も増えたとなりますと、着用率というのは、どこかの時点で調査をされるのでしょうか。

飯田危機管理政策課長

ただいま、達田委員より、ヘルメットの着用率の調査についての御質問を頂きました。

先に申し上げました現在の県内のヘルメット着用率につきましては、県警のほうで調査を行った数字でございまして、今後におきましても県警と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

事業の効果がどういうふうに出ているかというのを計る上で、大事だと思いますので、是非よろしく願いいたします。

もう1点、コロナの件で、高齢者施設等への支援の継続ということなんですけれども、9月末までで医療との連携、都道府県による専門家派遣等に係る緊急包括支援交付金の期

限ということなのですが、これはずっと継続していくんでしょうか。高齢者施設はどうなっていくんでしょうか。

井口感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症への高齢者施設への対応についてでございます。

現在、国におきまして、10月以降の新型コロナウイルス感染症への対応につきまして検討がなされているところではございますが、高齢者施設への対策につきましては、今年度、現状のままでやっていくという方針が示されておりますので、県としましても、しっかりと高齢者施設対策をやっていきたいと考えております。

達田委員

また、来年度以降になりましても、高齢者施設への対策というのをしっかり続けていっていただけるようお願いして、終わりたいと思います。

北島委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（12時23分）